

平成 3 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 4 号

函館市児童館条例の一部改正について

函館市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童館条例の一部を改正する条例

函館市児童館条例（昭和 3 5 年函館市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「函館市西部児童館 函館市入舟町 6 番 1 7 号  
函館市高盛児童館 函館市高盛町 1 7 番 1 0 号」 を  
「函館市西部児童館 函館市入舟町 6 番 1 7 号 」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高盛児童館を廃止するため